

福岡県公報

令和七年一月十日
第五百六十二号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………四

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「百分の二百五」を「百分の二百十」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十」に改め、同条第二号中「百分の九十七・五」を「百分の百」に、

「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

円	円
41,700	31,500
41,000	30,800
40,300	30,100
39,600	29,400
38,900	28,700
37,200	28,000
35,400	27,300
32,700	26,600
30,000	25,900
27,200	25,200
23,000	23,000
20,700	20,700

18,500	18,500
16,200	16,200
14,000	14,000
11,800	11,800
9,500	9,500
7,300	7,300
5,000	5,000
2,800	2,800

を

円	円
42,600	32,400
41,900	31,700
41,100	30,900
40,400	30,200
39,700	29,500
37,900	28,800

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

別表中表の部分を次のように改める。

36,200	28,100
33,500	27,400
30,700	26,700
27,900	25,900
23,600	23,600
21,400	21,400
19,000	19,000
16,700	16,700
14,400	14,400
12,100	12,100
9,800	9,800
7,500	7,500
5,200	5,200
2,900	2,900

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「117,000円」を「118,700円」に改め、別表第二の六の表中「119,600円」を「121,200円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の管理職手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。